

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

平成26年 9月

狭山市

## 目 次

<b>第 1</b>	<b>農業経営基盤の強化の促進に関する目標</b> . . . . .	1
<b>第 2</b>	<b>農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に 関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標</b> . . . . .	5
<b>第 3</b>	<b>新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の . . . 基本指針</b>	1 0
<b>第 4</b>	<b>効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に 関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</b> . . . . .	1 0
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に 関する目標 . . . . .	1 0
2	農用地の利用関係の改善に関する事項 . . . . .	1 0
<b>第 5</b>	<b>農業経営基盤強化促進事業に関する事項</b> . . . . .	1 1
1	利用権設定等促進事業 . . . . .	1 2
2	農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施を 促進する事業 . . . . .	1 8
3	農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業 . . . . .	1 8
4	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域 の基準その他農用地利用改善事業の実施を促進する事業 . . . . .	1 9
5	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業 . . . . .	2 1
6	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び 確保を促進する事業 . . . . .	2 2

7	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項・・・	23
8	その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業・・・・・・・・	24
<b>第6</b>	<b>農地利用集積円滑化事業に関する事項・・・・・・・・</b>	<b>25</b>
1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項・・・・・・・・	25
2	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる 区域の基準・・・・・・・・	25
3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項・・・・	26
<b>第7</b>	<b>その他・・・・・・・・</b>	<b>31</b>
附則	・・・・・・・・	31
別紙1	・・・・・・・・	32
別紙2	・・・・・・・・	33